

青森地方労働審議会
第2回青森県男子・婦人既製服製造業
最低工賃専門部会

日 時：令和6年12月26日（木）午前10時
場 所：県火災あおりビル 3階ミーティングルーム

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - ア 金額審議について
 - イ その他
- 3 閉 会

資 料 目 次

1	令和6年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会審議経過	1
2	青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃単価試算表	2
3	青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃単価試算表（銭単位）	4
4	答申から効力発生までに要する日数	6
5	令和6年度答申日別最短効力発生予定日一覧表（最低工賃の場合）	7

令和6年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会審議経過

会議名・開催日 時・場所	主 な 審 議 内 容
第1回専門部会 令和6年12月17日(火) 10:00～12:17 県火災あおもりビル 3階ミーティングルーム	<ol style="list-style-type: none">1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に原俊之委員、部会長代理に飛鳥由美子委員が選出された。2 事務局の資料説明後、品目、工程、規格及び標準能率の審議が行われ、次のとおりとなった。<ol style="list-style-type: none">(1) 現行の品目、工程、規格及び標準能率については変更しない。(2) 品目「背広上衣」に工程「アームホール星入れ」を追加する（規格、金額単位について審議）。(3) 金額及び「アームホール星入れ」の標準能率については、第2回専門部会において審議する。3 今後の審議日程について 第2回専門部会は12月26日(木)に開催することとした。

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃単価試算表

1 男子既製服製造業に係るまとめの業務

(金額欄の()内の長さ以外の場合は、1cm単位で換算した金額とし、1cm未満の長さは切り上げるものとする。)

品目	工程	規格	8時間当たり の標準能率 A	現 行 最 低 工 賃 額			公示 年度	県最賃引上げ率=15.93% (令和4年~令和6年)			
				金 額 B (円)	8時間換算額 A×B (円)	引上後の工賃額 C (円)		引上げ額 (円)	8時間換算額 A×C (円)		
背 広 衣	1	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	136枚	1枚(30cm)につき	46	6,256	R3	53	7	7,208
	2	下襟絡げまつり		152枚	1枚(10cm)につき	39	5,928	R3	45	6	6,840
	3	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	152枚	1枚(17cm×2)につき	39	5,928	R3	45	6	6,840
	4	袖付け裏まつり		40枚	1枚(60cm×2)につき	157	6,280	R3	182	25	7,280
	5	アームホール星入れ	針目が3cm間隔に4針以上								
	6	身返し奥星入れ		56枚	1枚(70cm×2)につき	107	5,992	R3	124	17	6,944
	7	身返し7mm星入れ		96枚	1枚(45cm×2)につき	63	6,048	R3	73	10	7,008
	8	背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	440枚	1枚につき	15	6,600	R3	17	2	7,480
	9	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	400枚	1か所(10cm)につき	19	7,600	R3	22	3	8,800
	10	ベント止め	2本糸を×印の仕付け止め	752枚	1か所につき	10	7,520	R3	12	2	9,024
	11	背裾まつり	針目が3cm間隔に6針以上	88枚	1枚(20cm×2)につき	66	5,808	R3	77	11	6,776
	12	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上	440個	1個につき	15	6,600	R3	17	2	7,480
	13	前裏裾まつり	針目が3cm間隔に5針以上	104枚	1枚(30cm×2)につき	59	6,136	R3	68	9	7,072
	14	脇裏まつり		104枚	1枚(55cm×2)につき	59	6,136	R3	68	9	7,072
	15	肩パット付け		152組	1組につき	39	5,928	R3	45	6	6,840
	16	糸始末(糸くず取りを含む)		144枚	1枚につき	39	5,616	R3	45	6	6,480
ズ ボ ン	1	腰裏かんぬき止め	12か所	136本	1本につき	44	5,984	R3	51	7	6,936
	2	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	600本	1本につき	13	7,800	R3	15	2	9,000
	3	前立てまつり		600本	1本につき	13	7,800	R3	15	2	9,000
	4	天ぐ裏まつり		600本	1本につき	13	7,800	R3	15	2	9,000
	5	シックまつり	針目が3cm間隔に6針以上	600本	1本につき	13	7,800	R3	15	2	9,000
	6	小股千鳥		248本	1本につき	25	6,200	R3	29	4	7,192
	7	内股千鳥		248本	1本につき	25	6,200	R3	29	4	7,192
	8	腰裏奥まつり	針目が3cm間隔に5針以上	152本	1本につき	39	5,928	R3	45	6	6,840
	9	ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	752個	1個につき	10	7,520	R3	12	2	9,024
	10	糸始末(糸くず取りを含む)		192本	1本につき	30	5,760	R3	35	5	6,720

(注1) 「県最賃引上げ率」は、前回の最低工賃改正(令和4年度)における最低賃金額を基点としている。

(注2) 「引上げ額」は、現行最低工賃額に県最賃引上げ率を掛けて算出した数値の円未満を四捨五入している。

(注3) 規格の「間隔」とは、左右又は前後の開きをいい、開きの内側の針目の数を指している。

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃単価試算表

2 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

(金額欄の()内の長さ以外の場合は、1cm単位で換算した金額とし、1cm未満の長さは切り上げるものとする。)

品目	工程	規格	8時間当たりの標準単率 A	現行最低工賃額			公示年度	県最賃引上げ率=15.93%(令和4年~令和6年)			
				金額 B (円)	8時間換算額 A×B(円)	引上後の工賃額 C(円)		引上げ額 (円)	8時間換算額 A×C(円)		
ワンピース	1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	7520 cm	20cmにつき	17	6,392	R3	20	3	7,520
	2	スナップ付け	1cm型	376 組	1組につき	17	6,392	R3	20	3	7,520
	3	鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	336 組	1組につき	22	7,392	R3	26	4	8,736
	4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	600 個	1個につき	13	7,800	R3	15	2	9,000
			飾りボタン付け	1000 個	1個につき	10	10,000	R3	12	2	12,000
	5	鎖糸ループ付け		600 箇所	1か所につき	13	7,800	R3	15	2	9,000
	6	プリーツ仕付け	×印の仕付け止め	752 箇所	1か所につき	10	7,520	R3	12	2	9,024
	7	肩パット付け		152 組	1組につき	39	5,928	R3	45	6	6,840
糸始末(糸くず取りを含む)			240 枚	1枚につき	25	6,000	R3	29	4	6,960	
ブルゾン	1	身返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	600 箇所	1か所につき	13	7,800	R3	15	2	9,000
	2	身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	3040 cm	10cmにつき	22	6,688	R3	26	4	7,904
	3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	600 個	1個につき	13	7,800	R3	15	2	9,000
	4	ベント止め	×印のしつけ止め	752 箇所	1か所につき	10	7,520	R3	12	2	9,024
	5	身返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	4320 cm	10cmにつき	15	6,480	R3	17	2	7,344
	6	袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	3360 cm	10cmにつき	22	7,392	R3	26	4	8,736
				3040 cm	10cmにつき	22	6,688	R3	26	4	7,904
	7	袖口裏まつり									
	8	鎖糸ループ付け		304 箇所	1か所につき	22	6,688	R3	26	4	7,904
	9	肩パット付け		152 組	1組につき	39	5,928	R3	45	6	6,840
10	糸始末(糸くず取りを含む)		288 枚	1枚につき	22	6,336	R3	26	4	7,488	
コート	1	スナップ付け	1cm型	376 組	1組につき	17	6,392	R3	20	3	7,520
	2	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	600 個	1個につき	13	7,800	R3	15	2	9,000
			力ボタン付け	376 個	1個につき	17	6,392	R3	20	3	7,520
	3	鎖糸ループ付け		376 箇所	1か所につき	17	6,392	R3	20	3	7,520
	4	ベント止め	×印のしつけ止め	752 箇所	1か所につき	10	7,520	R3	12	2	9,024
	5	肩パット付け		152 組	1組につき	39	5,928	R3	45	6	6,840
糸始末(糸くず取りを含む)			224 枚	1枚につき	26	5,824	R3	30	4	6,720	
スカート	1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	7520 cm	20cmにつき	17	6,392	R3	20	3	7,520
	2	スナップ付け	1cm型	304 組	1組につき	22	6,688	R3	26	4	7,904
	3	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	304 組	1組につき	22	6,688	R3	26	4	7,904
	4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	752 個	1個につき	10	7,520	R3	12	2	9,024
	5	鎖糸ループ付け		504 箇所	1か所につき	14	7,056	R3	16	2	8,064
	6	ベント止め	×印の仕付け止め	752 箇所	1か所につき	10	7,520	R3	12	2	9,024
				752 箇所	1か所につき	10	7,520	R3	12	2	9,024
	7	プリーツ仕付け		752 箇所	1か所につき	10	7,520	R3	12	2	9,024
8	糸始末(糸くず取りを含む)		360 枚	1枚につき	18	6,480	R3	21	3	7,560	
ジャケット	1	スナップ付け	1cm型	376 組	1組につき	17	6,392	R3	20	3	7,520
	2	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	336 組	1組につき	20	6,720	R3	23	3	7,728
	3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	600 個	1個につき	13	7,800	R3	15	2	9,000
			飾りボタン付け	1000 個	1個につき	10	10,000	R3	12	2	12,000
4	糸始末(糸くず取りを含む)		288 枚	1枚につき	22	6,336	R3	26	4	7,488	

(注1) 「県最賃引上げ率」は、前回の最低工賃改正(令和4年度)における最低賃金額を基点としている。

(注2) 「引上げ額」は、現行最低工賃額に県最賃引上げ率を掛けて算出した数値の円未満を四捨五入している。

(注3) 規格の「間隔」とは、左右又は前後の開きをいい、開きの内側の針目の数を指している。

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃単価試算表(銭単位)

1 男子既製服製造業に係るまとめの業務

品目	工程	現行最低 工賃単価 (円)	改定年度	県最賃引上げ率 (%)	試算額 (銭未満を 切り捨て)	試算後の 工賃単価 (円未満を 四捨五入、 円)	引上げ額 (試算後の 工賃単価 による、円)	
背 広 上 衣	1	上襟付けまつり	46	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	53円32銭	53	7
	2	下襟絡げまつり	39	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	45円21銭	45	6
	3	肩裏まつり	39	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	45円21銭	45	6
	4	袖付け裏まつり	157	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	182円1銭	182	25
	5	アームホール星入れ						
	6	身返し奥星入れ	107	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	124円4銭	124	17
	7	身返し7mm星入れ	63	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	73円3銭	73	10
	8	背裏鎖止め	15	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	17円38銭	17	2
	9	ベントまつり	19	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	22円2銭	22	3
	10	ベント止め	10	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	11円59銭	12	2
	11	背裾まつり	66	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	76円51銭	77	11
	12	ボタン付け	15	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	17円38銭	17	2
	13	前裏裾まつり	59	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	68円39銭	68	9
	14	脇裏まつり	59	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	68円39銭	68	9
	15	肩パット付け	39	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	45円21銭	45	6
	16	糸始末(糸くず取りを含む)	39	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	45円21銭	45	6
ズ ボ ン	1	腰裏かんぬき止め	44	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	51円0銭	51	7
	2	腰裏後端まつり	13	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	15円7銭	15	2
	3	前立てまつり	13	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	15円7銭	15	2
	4	天ぐ裏まつり	13	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	15円7銭	15	2
	5	シックまつり	13	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	15円7銭	15	2
	6	小股千鳥	25	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	28円98銭	29	4
	7	内股千鳥	25	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	28円98銭	29	4
	8	腰裏奥まつり	39	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	45円21銭	45	6
	9	ボタン付け	10	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	11円59銭	12	2
	10	糸始末(糸くず取りを含む)	30	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	34円77銭	35	5

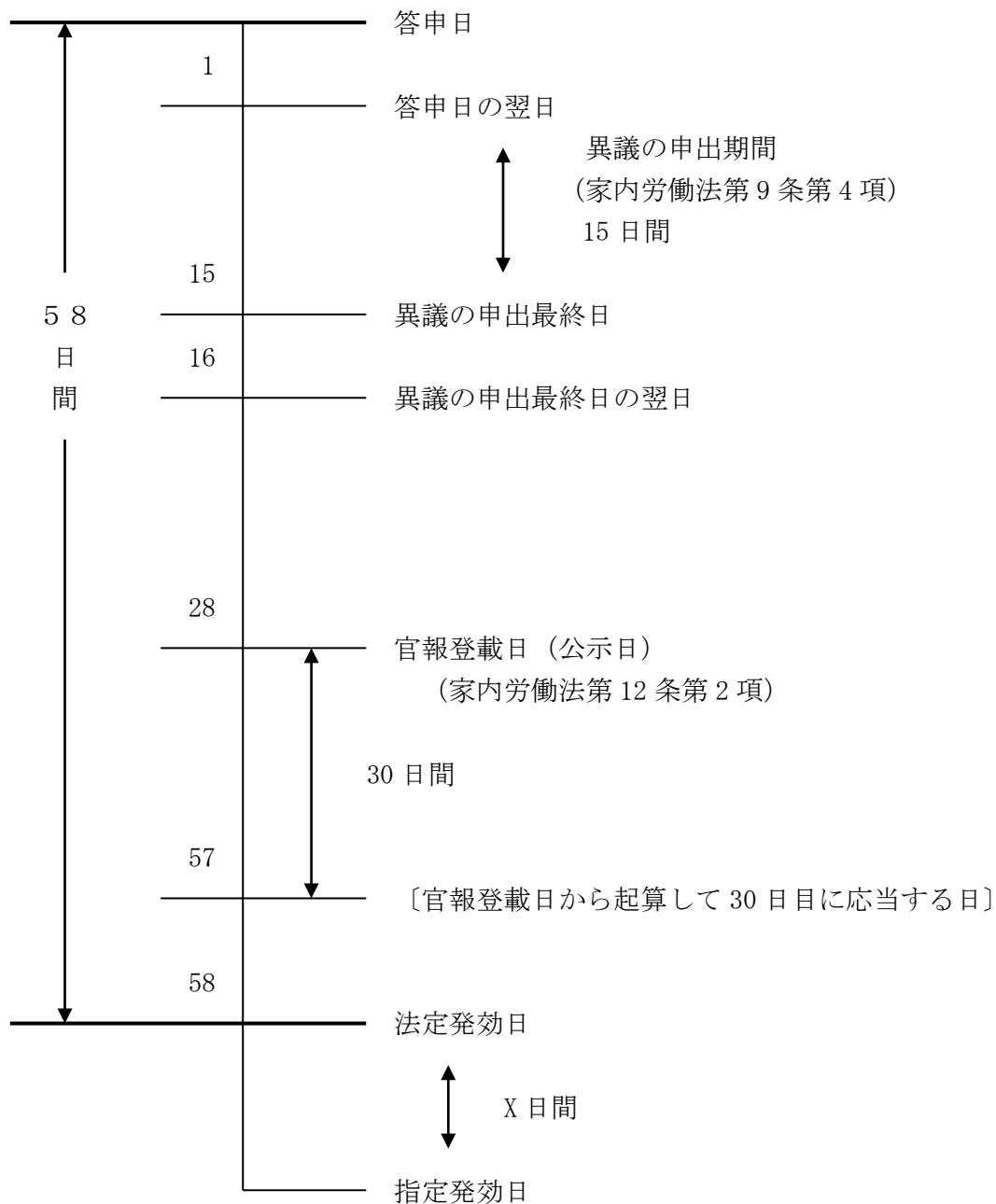
青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃単価試算表(銭単位)

2 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

品目	工程	現行最低工賃単価(円)	改定年度	県最賃引上げ率(%)	試算額(銭未満を切り捨て)	試算後の工賃単価(円未満を四捨五入、円)	引上げ額(試算後の工賃単価による、円)
ワンピース	1 裾まつり	17	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	19円70銭	20	3
	2 スナップ付け	17	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	19円70銭	20	3
	3 鍵ホック付け	22	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	25円50銭	26	4
	4 ボタン付け	13	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	15円7銭	15	2
		10	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	11円59銭	12	2
	5 鎖糸ループ付け	13	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	15円7銭	15	2
	6 プリーツ仕付け	10	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	11円59銭	12	2
	7 肩パット付け	39	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	45円21銭	45	6
8 糸始末(糸くず取りを含む)	25	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	28円98銭	29	4	
ブレザー	1 身返し端まつり(千鳥)	13	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	15円7銭	15	2
	2 身返し星入れ	22	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	25円50銭	26	4
	3 ボタン付け	13	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	15円7銭	15	2
	4 ベント止め	10	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	11円59銭	12	2
	5 身返し裏まつり	15	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	17円38銭	17	2
	6 袖付け裏まつり	22	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	25円50銭	26	4
	7 袖口裏まつり	22	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	25円50銭	26	4
	8 鎖糸ループ付け	22	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	25円50銭	26	4
	9 肩パット付け	39	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	45円21銭	45	6
	10 糸始末(糸くず取りを含む)	22	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	25円50銭	26	4
コート	1 スナップ付け	17	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	19円70銭	20	3
	2 ボタン付け	13	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	15円7銭	15	2
		17	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	19円70銭	20	3
	3 鎖糸ループ付け	17	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	19円70銭	20	3
	4 ベント止め	10	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	11円59銭	12	2
	5 肩パット付け	39	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	45円21銭	45	6
6 糸始末(糸くず取りを含む)	26	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	30円14銭	30	4	
スカート	1 裾まつり	17	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	19円70銭	20	3
	2 スナップ付け	22	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	25円50銭	26	4
	3 鍵ホック付け	22	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	25円50銭	26	4
	4 ボタン付け	10	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	11円59銭	12	2
	5 鎖糸ループ付け	14	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	16円23銭	16	2
	6 ベント止め	10	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	11円59銭	12	2
	7 プリーツ仕付け	10	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	11円59銭	12	2
	8 糸始末(糸くず取りを含む)	18	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	20円86銭	21	3
スラックス	1 スナップ付け	17	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	19円70銭	20	3
	2 かぎホック付け	20	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	23円18銭	23	3
	3 ボタン付け	13	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	15円7銭	15	2
		10	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	11円59銭	12	2
4 糸始末(糸くず取りを含む)	22	R3	15.93%(令和4年～令和6年)	25円50銭	26	4	

答申から効力発生までに要する日数

最低工賃決定のための審議会の答申日から効力発生日までに要する標準的日数は次のとおりである。



令和6年度答申日別最短効力発生予定日一覧表

答申月:令和6年12月～令和7年1月

最低工賃の場合

答申日	異議申出締切日	官報公示予定日	発効予定日
12月26日(木)	1月10日(金)	2月3日(月)	3月5日(水)
12月27日(金)	1月14日(火)	2月5日(水)	3月7日(金)
1月6日(月)	1月21日(火)	2月12日(水)	3月14日(金)
1月7日(火)	1月22日(水)	2月13日(木)	3月15日(土)
1月8日(水)	1月23日(木)	2月14日(金)	3月16日(日)
1月9日(木)	1月24日(金)	2月17日(月)	3月19日(水)
1月10日(金)	1月27日(月)	2月18日(火)	3月20日(木)
1月14日(火)	1月29日(水)	2月20日(木)	3月22日(土)
1月15日(水)	1月30日(木)	2月21日(金)	3月23日(日)
1月16日(木)	1月31日(金)	2月24日(月)	3月26日(水)
1月17日(金)	2月3日(月)	2月25日(火)	3月27日(木)
1月20日(月)	2月4日(火)	2月26日(水)	3月28日(金)